



2010年12月1日

島根大学職員組合広報部

内線 2198, ダイヤルイン 32-6407

E-mail union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp

<http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

2010年度人事院勧告に係る、団体交渉の結果について

島根大学職員組合

中央執行委員長 板村 裕之

くみあいニュース(速報・全学配布版 2010年11月16日)でもお知らせしましたとおり、島根大学職員組合はこの度の人事院勧告準拠の「職員給与規程等の一部改正等」(期末・勤勉手当0.2月分カット、40歳代以上の俸給表平均0.1%引下げ、55歳を超える行政職(一)表6級以上の給与1.5%減額)に対して賃下げ反対の立場から「要求書」(2010年11月10日付)を提出し、その後大学側との事務折衝と団体交渉に鋭意取り組んできました。このほど11月24日(水)に交渉が妥結しましたので、ご報告いたします。

第1回団体交渉は11月18日(木)15時から16時15分まで行われました。そこでは、12月1日改正を提案する大学側に、組合が3月31日改正の対案を示しました。さらに組合は1月1日改正を代案としましたが、「準拠する人事院勧告の骨子を成す12月期ボーナス減額を外すことはできない」と大学側が12月1日改正を譲らぬまま、第1回団体交渉を終えました。大学側は人勤準拠の理由として「増額改定勧告が出たときには当然増額改定してゆく。仮に減額の改定をしなければ、増額勧告のときもそれができない」とも述べました。また同日には大学入試センター試験の手当支給に関しても交渉が行われ、事務系職員への手当支給、超過勤務手当などを評価し、大学側提案を受け入れました[くみあいニュース(速報・全学配布版 2010年11月16日)参照]。

続いて24日(水)13時から行われた第2回団体交渉において、人勤に準拠しながらもボーナス削減額を緩和する新たな提案が大学側からありました。具体的には、期末・勤勉手当併せて支給月数を0.05月分上乘せし、2.05月とする緩和措置でした。この種の提案は島根大学において前例のないものであり、大学側の誠実な対応として受けとめ、同日16時45分から行われた第3回団体交渉において妥結に至りました。

なお、大学側から示されたボーナス削減緩和額*(試算)は以下のとおりです。

事務系職員	係 員 (30歳)	11,000円
	係 長 (40歳)	17,000円
	課 長 (56歳)	23,000円
教育職員	助 教 (30歳)	15,000円
	准教授 (40歳)	24,000円
	教 授 (56歳)	32,000円

*12月1日改正後の月例給×0.05月

[裏面に続く]

代償措置につきましては、基本的に昨年度同様の内容（教育職員への教育・研究費支給、事務系職員のSD研修、業務改善等）ながら、昨年度よりも早期に且つより効果的に実施されるよう、12月上旬をめどに大学側と要件を詰めてまいります。

大学法人をめぐる財政状況の厳しいなか、大学センター入試手当にせよ、ボーナス削減分の緩和措置にせよ、大学側から誠実な対応が示されたことは率直に評価したいと思います。しかしながら、島根大学の労働環境、労働条件にはなおも改善されるべき点が多々残されていることも事実です。今回の結果を足掛かりにして、島根大学職員組合は職員満足度が少しでもアップするよう取り組みを強めていく所存です。

以上、団体交渉の経緯と妥結内容につきまして、ご報告いたしました。

[注記：11月25日付 組合メール配信「くみあいニュース速報」に加筆訂正しました]

*

島根大学職員組合（現在 278 名）は、労働条件を守り職場環境を良くするため、また部局を越えた情報交換と親睦を図るために、過半数組合を目指し日々活動を続けています。人事院勧告に準拠した賃下げ反対を大学当局に訴えていく団体交渉は、職員組合の取り組みの中でも大きな柱と位置付けています。このたびは組合執行部の力量不足でみなさんに必ずしも満足していただける交渉結果ではありませんでしたが、総合的な判断を下したものとご容赦下さい。

「組合ってどんなところ？」と思われる皆さんに気軽に試していただけるよう 3ヶ月間組合費無料キャンペーン を実施中です。お近くの組合員が組合ボックス（法文学部棟 2 階北側 内 2198）までお申し出ください。詳しい資料をお渡します。

今回の団体交渉の様子の写真です [左：職員組合，右：大学当局]

